

第4章 推進施策と事業一覧

1 推進施策

【施策の方向1】 子どものいのちと健康を守り、大切にする環境づくり

子どもの権利に関する条例条文抜粋

(子どもの安全と安心)

第7条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。

(環境の保護)

第14条 市などは、豊かで美しい自然が子どもの育ちを支えるために大切であることを認識し、子どもと共にその環境を守り育てるよう努めます。

推進施策1 子どものいのちを守り、大切にする環境づくり

かけがえのないいのちを大切にし、子どものいのちを守る取組みを推進します。

項 目		主 な 取 組 み
1	乳幼児家庭等の育児不安への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○出産後の「産後うつ」の早期発見や、心身のケア及び育児相談等を実施 ○「こんにちは赤ちゃん事業」等を通じた、支援が必要な家庭への早期援助の実施、孤立防止 ○育児不安をもつ就園前の親子関係を豊かにする母子支援教室を実施 ○子どものいのちを守るため、関係機関（児童相談所等）との連携を推進
2	小中学校等での「いのち」を守り大切にする事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止のための小中学校での人権教育等の推進 ○いじめや不登校に関わる指導・助言・相談を行う自立支援教員の拡充 ○小中学校でのいのちや性についての出前講座の推進 ○小中学校給食の食材の放射線測定やアレルギー対応食による安全な給食の提供
3	子どもに寄り添い「いのち」を守り安全に過ごせる事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの権利相談室「こころの鈴」の相談体制の推進 ○住環境・交通環境等を整え、防災・減災及び交通事故防止事業を推進
4	豊かな感性を育む事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな感性を育むため、芸術などに触れ、親しむ事業を推進

推進施策2 子どもの健康を守り、大切に作る環境づくり

子どもの健康づくりの推進を図るとともに、遊び場づくり等を通して、子どもが自主的に自然に関わる環境を整えます。

項 目		主 な 取 組 み
1	子どもの心と体の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○子どものいのちと健康を守るため、健診や予防接種事業等の推進 ○乳幼児健診等による疾病や障害等の早期発見などや保護者への育児支援を実施 ○子どもに関わる福祉医療サービス等の推進 ○子どもの体力向上の推進 ○地産地消推進事業をはじめ、望ましい食生活等の定着を図るため、食育事業を推進
2	屋外での自然体験や、小中学校等での環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもが遊びの中で、自然に触れあえる事業を推進 ○小中学校、保育園・幼稚園での環境教育を推進

【施策の方向2】 子どもの権利の普及と学習への支援

子どもの権利に関する条例条文抜粋

(子どもの権利の普及と学習への支援)

第5条 市は、子どもの権利について、子どもにもわかりやすくその普及に努めます。

2 市は、育ち学ぶ施設や家庭、地域などにおいて、子どもが権利を学び、自分と他人の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めます。

(子どもの権利の日)

第6条 市は、子どもの権利について、子どもをはじめ市民の関心を高めるため、松本子どもの権利の日（以下「権利の日」といいます。）を設けます。

推進施策1 子どもの権利の普及

子どもの権利（条例や条約）について、多様な方法や場を通して切れ目のない普及・啓発に取り組みます。

項 目		主 な 取 組 み
1	計画的な市民への周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○全市民への継続的な子どもの権利等の周知・啓発 ○子どもの権利の日（11月20日）の前後を子どもの権利ウィークとし、啓発活動を拡充 ○多様性を認めるための周知・啓発 ○関係部局と連携した子どもの権利等の周知・啓発
2	幼児・低年齢児童への周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○こどもプラザや保育園等で、子どもの権利紙芝居を活用し、わかりやすく説明 ○児童センター等で、子どもの権利に関する幼児向けの絵本の活用や、わかりやすい情報提供 ○周知・啓発する支援者への支援の充実
3	小中学校・高校等での周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学生や高校生を対象にした「子どもの権利」に関するパンフレット等による周知・啓発 ○子どもの権利の視点を取り入れた、人権啓発ポスター展の開催 ○高校生への効果的な周知方法の検討

推進施策2 子どもの権利に関する学習への支援

小中学校や児童福祉施設の職員へ子どもの権利に関する情報を提供するとともに、子どもの権利について専門知識のある団体等と連携を取りながら学習支援を進めます。

項 目		主 な 取 組 み
1	児童生徒への学習支援等	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの権利学習パンフレットについて、小中学校と連携しながら必要により見直し、小中学校での活用を推進 ○子どもの権利について、専門知識のある民間団体等と連携し、小中学校や児童センターで子どものいのちや子どもの権利の学習を支援
2	保護者等への学習支援等	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者や子どもに関わる施設職員等への学習を支援 ○子どもの権利について、子育てガイドブックや子育て支援サイト等へ掲載し、未就学児の保護者へ周知 ○ブックスタートやセカンドブック等の機会を利用して子どもの権利に関する情報を提供
3	地域等での学習支援	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの権利について、町会や関係団体に向いて講座を実施

【施策の方向3】 子どもの相談・救済の充実

子どもの権利に関する条例条文抜粋

(相談と救済)

第15条 子どもは、差別や虐待、いじめその他権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができます。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関等と相互に連携し、協働するとともに、子どもとその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。

(子どもの権利擁護委員)

第16条 市は、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

推進施策1 子どもの権利相談室「こころの鈴」の充実

「こころの鈴」について、子どもや子どもに関わる大人が、安心して相談できる体制や環境整備を進めるとともに、小中学校・高校や児童福祉施設等でわかりやすく効果的な普及・啓発に取り組みます。

項 目		主 な 取 組 み
1	相談救済体制整備の推進	○「こころの鈴」で安心して相談ができ、効果的な救済に向けた体制の推進及び職員の資質向上
2	環境整備の推進	○相談しやすい環境（場所・相談方法等）づくりの検討
3	わかりやすい周知・啓発の推進	○小中学生・高校生を対象にした「子どもの権利」に関するパンフレット等による周知・啓発 ○わかりやすい方法（カード、シール等）での周知や定期的な「こころの鈴」通信の発行
4	職員等による講演会や交流の推進	○子どもの権利擁護委員による講演会等を、小中学校、高校などで行い「こころの鈴」につなげる活動を推進 ○「こころの鈴」の職員による、児童センター等での交流・相談の実施

推進施策2 子どもの権利に関する相談機関の充実

子どもの権利に関する相談機関を充実するとともに、「こころの鈴」との連携を図り、子どもが安心して相談でき、効果的に救済されるように支援します。

項 目		主 な 取 組 み
1	小中学校、保育園・幼稚園等での相談体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校に心の相談の専門家を配置し、思春期に大切な教育や相談を実施 ○スクールカウンセラーによる相談の推進
2	地域での相談体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○まちかど保健室や青少年相談等、子どもの相談の推進 ○児童虐待や子どもの貧困等の相談の推進 ○女性センターで実施している子育てや家庭内又は親子関係の相談の推進
3	相談機関等との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「こころの鈴」の活動報告を通じた、市内の高校や市内外の相談機関との連携の推進

【施策の方向4】 子どもの意見表明・参加の促進

子どもの権利に関する条例条文抜粋

(意見表明や参加の促進)

第4条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。

(4) 遊びや学びや活動を通して仲間や人間関係づくりができ、また、適切な情報提供などの支援を受けて社会に参加することができること。

第11条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会やしゅくみを設けるよう努めます。

(情報の提供)

第12条 市や育ち学ぶ施設関係者は、子どもの意見表明や参加の促進を図るため、市の子ども施策や育ち学ぶ施設の取組みなどについて、子どもが理解を深められるよう子どもの視点に立ったわかりやすい情報の提供に努めます。

推進施策1 市政や社会における子どもの意見表明・参加の促進

子どもが市政や社会に対して意見表明するための環境づくりや、様々な機会や事業を通じ、子どもが意見表明や社会参加できるよう支援します。

項 目		主 な 取 組 み
1	子どもの意見表明や社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○まつもと子ども未来委員会を開催し、市政等を学び・話し合い、市へ意見表明を行う。 ○子どもをめぐる情報に合わせ、子どもの視点に立ったわかりやすい情報の提供 ○広島平和記念式典参加等を通して、いのちの大切さ等の意識の高揚を図る。 ○子どもの権利を推進する自治体との子ども交流事業を通じて、意見表明や参加を推進 ○子どもの社会参加を図るため、意識調査や学習会を開催し、意識の醸成を図る。

推進施策2 小中学校における子どもの意見表明・参加の促進

小中学校の中で子どもが意見表明する機会をつくとともに、小中学校についても子どもの意見を反映する環境整備を進めます。

項 目		主 な 取 組 み
1	小中学校での意見表明のしくみづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校の様々な活動で、自分の意見を言いやすくする環境づくり ○子どもの意見が反映されやすいしくみづくり ○松本版コミュニティスクールの運営委員会等で、子どもの意見を反映するしくみづくり

推進施策3 地域における子どもの意見表明・参加の促進

地域の行事や児童センター等で子どもが意見表明したり、主体的に参加できる環境整備を進めます。

項 目		主 な 取 組 み
1	地域での意見表明や社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○児童センター等で、子ども運営委員会を開催し、施設運営への子どもの参加を推進 ○子どもに関係する施設の建設に当たり、子どもの意見を聴くしくみづくり ○地域（町会、公民館、子ども会育成会等）で、子どもの意見表明や事業への参加を推進 ○地区の防災事業に子どもの視点を生かし、子どもが参加できる環境整備

【施策の方向5】 子どもの居場所づくりの促進

子どもの権利に関する条例条文抜粋

(子どもの居場所)

第13条 市などは、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動したり文化にふれたりしていくために必要な居場所づくりの推進に努めます。

推進施策1 子どもの居場所づくりの推進

子どもの居場所の充実を図るとともに、困難を抱えた子どもや不登校の子どもの居場所の支援を充実させます。

項 目		主 な 取 組 み
1	子どもの居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年の居場所づくり ○児童センター等の安心・安全な居場所づくりの推進 ○福祉ひろば等で、高齢者と子ども（幼少時から中高生）の世代間交流を実施
2	様々な事情を抱えた子どもの居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの豊かな食事や、学習支援・保護者支援を行う居場所づくりを推進 ○ひきこもりがちな子どもの居場所づくり及び社会的自立に向けた支援の拡充
3	外国籍児童生徒等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○外国籍児童生徒等の居場所の確保及び、公民館での日本語教室等の推進

推進施策2 子どもの居場所としての環境づくり

子どもの居場所について、利用しやすくなるような環境整備を進めるとともに、施設職員のスキルアップを図ります。

項 目		主 な 取 組 み
1	居場所の環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後の子どもの安全な居場所づくりの運営を推進 ○子どもが利用する施設職員のスキルアップ
2	居場所の安心・安全な施設整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○児童センター等で、子どもが安心・安全にすごせる施設整備を推進 ○公園や運動施設等で、子どもが安心・安全に遊べるように、施設整備を推進

【施策の方向6】 子どもが地域等で健やかに成長するための支援

子どもの権利に関する条例条文抜粋

(市やおとなの役割)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

4 市民は、地域が子どもの育つ大切な場であることを認識し、子どもの健やかな成長を支援するよう努め、子どもの権利の保障に努めます。

(地域における権利の保障と支援)

第10条 市民は、地域において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりに努めます。

推進施策1 子どもが主語となる活動ができる地域づくり

子どもと地域の交流事業により、地域と子どものつながりをつくとともに、子どもが主語となる活動を地域で受け止め、促進するようにします。

項 目		主 な 取 組 み
1	子どもが主体的に関わる地域づくりの推進	○地域づくりセンターを中心に、地域活動に子どもの意見が反映され、主体的に関わる地域づくりを推進
2	子どもが地域等と関わる取組みや活動を推進	○特色ある学校づくりの一環として、小中学校での「トライやるエコスクール事業」の推進 ○小中学校・家庭・地域が一体となって、子どもの育成に取り組む松本版「コミュニティスクール事業」の推進 ○公民館での子育て支援事業の推進 ○家庭や地域等で、読み聞かせ活動を推進

推進施策2 地域で子どもが安心して健やかに育つことができる環境づくり

子どもの権利の実現に向けて、地域全体で取り組むしくみづくりを進めるとともに、子どもが地域で安心して健やかに過ごせるよう取り組みます。

項 目		主 な 取 組 み
1	子どもが地域で安心して過ごせる環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○まつもと子どもスマイル運動の推進 ○地域で自主的に行う子育て支援の環境づくりを推進 ○地域での子どもの安全や防犯活動等の取組みを推進 ○地域での青少年の健やかな育ちを促す取組みを推進

【施策の方向7】 子どもの育ちを支援する環境づくり

子どもの権利に関する条例条文抜粋

(子どもの育ちを支援)

第4条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。

- (1) かけがえのない自分が大切に尊い存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること。
- (2) 平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること。
- (3) 自分の考えや意見が受け止められ、年齢や成熟に応じて尊重され、自分らしく生きていくことができること。

推進施策1 子どもが主体的に挑戦し、失敗しても再挑戦できる環境づくり

子どもの思いや意見を大切にしながら、子どもがいろいろなことに何度でも挑戦でき、たとえ失敗しても再挑戦できる環境づくりを進めます。

項 目		主 な 取 組 み
1	子どもが主体的に挑戦できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○まつもと子ども未来委員会の子どもたちが、主体的に様々な事に挑戦できる活動を支援 ○子どもの権利フォーラムでの、子どもたちによる主体的な運営に挑戦できる活動を支援 ○子どもまつり等で、子どもたちの主体的な活動を支援 ○地域における子どもたちの主体的な活動を支援
2	社会的支援が必要な子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ひきこもりがちな子どもへの学習支援や保護者への支援 ○不登校等の子どもたちや保護者への支援活動を拡充 ○NPO や地域等と連携し、親がいないまたは様々な事情で家族と一緒に暮らすことができずに施設に入所している子どもたちや日本語を母語としない子どもたちなど、社会的支援が必要な子どもを支援
3	支援団体との連携による自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域若者サポートステーション等と連携し、子どもの再挑戦（就労や自立支援等）への支援を推進

推進施策2 子どもが安心して育つことができる環境づくり

子どもが安心して育つことができるように、行政は様々な支援を行います。

項 目		主 な 取 組 み
1	子どもへの包括的支援	<ul style="list-style-type: none"> ○メディアリテラシー教育による、適切な使い方等の普及の推進 ○子どもが安心して育つことができるように、様々な支援を推進
2	官民連携による情報整備	<ul style="list-style-type: none"> ○行政・関係機関・市民及び、子どもたちとの連携による、子どもに関する情報整備

【施策の方向8】 保護者や支援者への支援の充実

子どもの権利に関する条例条文抜粋

(家庭における権利の保障と支援)

第8条 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

(育ち学ぶ施設における権利の保障と支援)

第9条 育ち学ぶ施設関係者は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

推進施策1 保護者等への支援

保護者が家庭や地域等で安心して子育てができるように、行政は積極的な支援を行うとともに、子育て支援のための環境づくりを推進します。

項 目		主 な 取 組 み
1	子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援サービスを円滑に利用できるように、関係する専門職が連携し、切れ目のない相談・支援を推進 ○外国にルーツを持つ未就学児の保護者への進学案内の実施 ○ファミリーサポートセンターによる、保育や送迎等の支援を実施
2	経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ○安心して子どもを産み育てられるよう保護者等への経済的な支援を推進

推進施策2 子育て支援者を支援する環境づくり

子どもの育ちや学びに携わる職員等へのサポート体制を促進する等、子育て支援者等を支援するための環境づくりを推進します。

項 目		主 な 取 組 み
1	子育て支援に携わる職員等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員に対する支援(医師、弁護士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による支援)体制と連携の推進 ○子どもの学びに関わる職員に対する研修活動への支援 ○子育て支援ネットワークを通じた、研修会や交流会の促進 ○子どもの権利について支援し、コーディネートする市民サポーターの育成

2 推進施策別事業一覧

施策の方向 推進の方向	主な取り組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
施策の方向1 子どものいのちと健康を守り、大切に する環境づくり	1-1-1	101	産後ケア事業	出産後の母親に対し、心身のケア及び授乳・育児相談を行い、安心して育児できる環境を整備するものです。医療機関等に委託し、利用料の一部を市が負担します。	健康づくり課	
	1-1-1	102	産婦健診事業	出産後の母親が育児への不安や重圧によって精神的に不安定になる「産後うつ」の早期発見や、新生児の虐待予防等を目的に健康診査費用を補助します。	健康づくり課	
	1-1-1	103	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を民生児童委員等が訪問し、乳児家庭と地域をつなぎ、孤立化を防ぎ乳児の健全育成を支援します。	こども福祉課	6-2-1 8-1-1
	1-1-1	104	新生児プレゼント事業	こんにちは赤ちゃん事業の訪問時に、乳児に「手作りの木製スプーン」を贈ることにより、食の大切さや物を大切にする心を伝えます。	こども福祉課	
	1-1-1	105	母子支援教室	育児不安を抱える親子に、早期に母子愛着形成を促すための教室を開催します。	健康づくり課	
	1-1-1	106	家庭児童相談室事業	家庭における子育て全般の相談、子育て関連情報提供等の支援を行います。DV、離婚等自立に向けての支援、保護も女性相談センターと連携して行います。	こども福祉課	3-2-2
	1-1-1	107	母子関連機関との連携	育児不安を解消し、健全な子育てができるよう、切れ目のない支援を行うため関係機関との連携を行います。	健康づくり課	
	1-1-1	108	育児ママヘルプサービス事業	昼間に産褥婦や乳幼児を支援する方がいない家庭で、育児が困難な方、多胎児を出産した方等を対象として、助産師による育児に関する相談を行います。	健康づくり課	
	1-1-1	109	松本地域出産・子育て安心ネットワーク事業	松本地域で安心して出産・子育てができるよう、分娩医療機関と健診協力医療機関で妊婦情報を共有するための共通診療ノートの作成・配布、住民への広報活動などの取り組みをします。	医務課	8-1-1

施策の方向 1 子どもにやさしいまちづくり 子どものいのちと健康を守り、大切に する環境づくり	施策の方向 主な取組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	1-1-1	110	児童虐待相談事業	児童虐待通告の受付、児童の安全確認等初期調査を行い、児童相談所との連携をします。子どものいのちを守ることを第一に、家庭に寄り添う支援を行います。	こども福祉課	
	1-1-1	111	児童虐待防止連絡事業	児童虐待防止のため松本市要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関と連携して、要保護児童への効果的な対応を行います。	こども福祉課	
	1-1-2	112	いじめ防止対策の推進	学校におけるいじめ等の実態を把握し、対応について共有を図り、必要に応じて調査・審議します。	学校指導課	
	1-1-2	113	道徳教育の充実	全教育活動における人権を意識した道徳教育を実践します。	学校指導課	2-2-1
	1-1-2	114	学校人権教育推進	同和問題をはじめとする様々な人権問題を解決しようとする意欲と実践力をもった児童生徒を育てるために、学校での人権教育を推進します。	学校指導課	2-2-1
	1-1-2	115	児童生徒の人権教室	あらゆる人権問題解決への実践力を身につけるために様々な環境、年齢の児童生徒が集って学習する機会を設けます。	学校指導課	2-2-1
	1-1-2	116	きめ細かな指導の充実	自立支援教員・学力向上推進教員等の配置、中間教室の設置、日本語を母国語としない児童生徒の支援をします。	学校指導課	
	1-1-2	117	思春期における心の問題への対応や、喫煙・薬物等に関する相談・教育	各学校において、思春期に大切な教育や教育相談を実施し、心の問題にかかわる専門家を配置します。喫煙や薬物に関する教育についても各学校で実施します。	学校指導課	3-2-1
	1-1-2	118	思春期保健対策事業	思春期の男女を対象として、タバコの害、性感染症予防、生命の大切さを考える場を、各学校や団体等からの要望に応じて実施します。	健康づくり課	
1-1-2	119	小中学校等への教育啓発	思春期の子どもに対し、対処法や、大人へ相談することの重要性について周知するため、中学2年生とその保護者へのパンフレット等を配布します。また、全小学校で1年生から、命や性に関する授業を行います。	健康づくり課 学校指導課		

施策の方向1 子どものいのちと健康を守り、大切に する環境づくり	施策の方向	主な取組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	1-1-2	120	児童生徒及び保護者や教員向け研修会	子どもが暴力から自分を守るための教育プログラム(CAPプログラム)を用いたSOSの出し方に関する教育をNPOと連携し、出前講座を実施します。	健康づくり課	2-2-1 8-1-1	
	1-1-2	121	学校給食食材の放射線測定	平成23年10月から市内給食センターにおいて放射線測定器による食材の抽出検査を行っています。	学校給食課		
	1-1-2	122	アレルギー対応食提供事業	「食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、衛生管理の徹底とアレルギー物質の混入を防止し、安全・安心なアレルギー対応食を提供します。	学校給食課		
	1-1-2	123	アレルギー対応食提供事業	保育園・幼稚園については、アレルギー対応食実施基準に基づき、アレルギー対応食を提供します。	保育課		
	1-1-2	124	小中学校の安全管理に関する取組み	学校施設の劣化を抑制する改修・プールの改築・天井や壁の耐震対策・遊具点検・施設修繕・不審者対策等、児童生徒の安全の確保や教育環境向上のため実施します。	学校教育課		
	1-1-2	125	防犯指導推進事業	危機管理マニュアルや防犯マップ等に沿った訓練の実施、校内パトロール、さすまた等を使用した模擬訓練など児童生徒の安全確保のための体制を整備します。	学校指導課		
	1-1-2	126	乳幼児とのふれあい体験事業	小中学校の指導計画により、保育園、幼稚園との交流学习や保育園・幼稚園の協力による保育実習を行います。	学校指導課		
	1-1-3	127	長野県交通災害共済事業	交通事故共済事業(県内15市)の加入及び見舞金の支給に係る事務をおこないます。義務教育以下の子どもの掛け金(年額100円/人)を市が負担します。	地域づくり課		
	1-1-3	128	住環境の整備促進事業(地区計画)	良質な住環境を確保するため、地区住民等関係者の合意の基に地区計画を決定し、建築行為の規制・誘導を行い良好な住環境の維持・保全を図ります。	都市政策課		
1-1-3	129	公営住宅建設事業	ユニバーサルデザインを取り入れた住宅を建設します。	住宅課			
1-1-3	130	市有施設ユニバーサルデザイン化推進事業	市営住宅における手摺りの設置、市有施設におけるユニバーサルデザインを取り入れた設計を推進します。	住宅課			
1-1-3	131	託児コーナー等設置推進事業	トイレ整備の際に、トイレ内にベビーベットやベビーホルダー等の託児コーナーを設置します。	住宅課			

施策の方向1 子どものいのちと健康を守り、大切に する環境づくり	施策の方向	主な取組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	1-1-3	132	生活ゾーン交通安全対策事業 （「ゾーン30」の推進）	通学児童・生徒の安全な通行確保と通過車両の速度抑制を目的とした時速30キロのゾーン規制を松本警察署と連携して実施します。	交通安全・都市交通課		
	1-1-3	133	歩行空間あんしん事業	路面標示（外側線・グリーンベルト）の新設・補修をします。	交通安全・都市交通課		
	1-1-3	134	交通安全施設等整備事業	歩道設置、路肩整備、防護柵・注意標識等の交通安全施設の整備をします。	交通安全・都市交通課		
	1-1-3	135	小学生自転車運転免許証交付事業	主に小学校4年生を対象に、交通ルールを遵守することへの意識付けのため、自転車運転免許証を交付します。	交通安全・都市交通課		
	1-1-3	136	子どもの事故防止対策事業	交通事故を未然に防ぐために、警察等と連携して保育園等で、子どもや保護者向けの交通安全教室及び啓発活動を実施します。また、交通安全意識を高めるため、交通安全ワッペン、ランドセルカバー等を配付します。	交通安全・都市交通課		
	1-1-3	137	子どもを守るパトロール	「子どもを守るパトロールカー巡視中」のステッカーを公用車両、学校及びPTA車両に貼付して犯罪の抑止効果を図り、地域で一体となり防犯体制の一層の強化を図ります。	学校教育課		
	1-1-3	138	パーキングパーミット制度の活用	妊娠届出の際、「許可証」を交付することにより、妊産婦が障害者用駐車施設を利用しやすくなるようにします。	健康づくり課		
	1-1-3	139	さわやか空気思いやり事業	妊娠届出時に、受動喫煙を防止するため、マタニティータグを配布します。	健康づくり課		
	1-1-3	301	「こころの鈴」の運営（相談体制）	子どもの権利擁護委員及び、調査相談員を置き、子どもの権利侵害に対して、救済、回復を支援します。	こども育成課	3-1-2 3-1-1 3-1-3 3-2-3 7-1-2	
1-1-4	140	セイジ・オザワ松本フェスティバル 子どものための音楽会	子どもたちに本物の音楽に触れてもらうため、フェスティバル設立の年から「子どものための音楽会」を開催し、地元の子どもたちを無料で招待します。	国際音楽祭推進課			
1-1-4	141	文化芸術活動の推進	子どもが気軽に文化芸術に触れ合い、参加できる事業を開催します。（信州・まつもと大歌舞伎とまつもと街なか大道芸を開催）	文化振興課			

施策の方向 主な取組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考	
施策の方向1 子どものいのちと健康を守り、大切に する環境づくり	1-1-4	142	乳幼児情操教育事業	乳幼児期から豊かな情操を育むため、公立保育園幼稚園でクラシック音楽等を聴いたり、専門家による生の演奏を聴きます。	保育課	
	1-1-4	143	ブックスタート事業 セカンドブック事業 サードブック事業	10か月健診時に絵本をプレゼントするブックスタート事業、新たに絵本に興味を持た始める時期のセカンドブック事業、1人読みを始める時期のサードブック事業を行い、読書の習慣化に向けた取組みを行います。	中央図書館	2-1-2
	1-1-4	144	おはなし会	各図書館で定期的に、子どもの年齢に応じて、絵本の読み聞かせやおはなし、紙芝居などによる「おはなし会」を行い、子どもたちや保護者に楽しい本の世界を紹介します。	中央図書館	2-1-2
	1-1-4	145	「花を育てる心」育成事業	小中学校において環境及び情操教育の一環として「花を育てる心」育成事業を実施します。	学校指導課	
	1-1-4	146	こども教育普及事業(所蔵品カードの活用)	こどもが美術に親しむ機会を創出するため、美術館所蔵品をカードにした鑑賞教育教材を作成し、学校への出張講座や見学対応時に活用します。	美術館	
	1-1-4	147	こども教育普及事業(アート・ツアー・ガイドの活用)	美術館の素敵な作品を知る手助けとなる「アート・ツアー・ガイド(書きこみ式ノート)」を作成し、児童生徒が芸術に触れる機会を設けます。	美術館	
	1-1-4	148	子どもの短歌作品募集事業	窪田空穂記念館で、市内小中学校の児童・生徒から短歌を募集するものです。応募児童全員にその年の短歌集を配付します。	博物館	
	1-2-1	149	乳幼児健診・乳児一般健康診査	乳幼児の疾病、障害等の早期発見、成長の確認、及び健康増進とその保護者への育児支援をします。	健康づくり課	
	1-2-1	150	育児学級	離乳食初期教室、離乳食中期教室、1歳児教室、多胎児の交流会を実施します。	健康づくり課	
	1-2-1	151	妊婦一般健康診査	妊娠中の異常を早期に発見し、母体や胎児の健康確保をするため、健診費用の補助をします。	健康づくり課	
	1-2-1	152	母子健康手帳交付	育児不安を解消し、健全な子育てができるよう、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を記録するものとして妊娠届出の際に母子健康手帳の交付と妊婦相談を行います。	健康づくり課	

施策の方向 主な取り組み 推進施策 の方向	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考	
施策の方向1 子どもの心と健康を守り、大切に する環境づくり	1-2-1	153	地域保健活動	地域での保健活動を推進するため、35地区に地区担当保健師を配置し、育児支援を実施します。	健康づくり課	
	1-2-1	154	母乳・育児相談事業	育児困難や育児不安解消のため、母乳相談や育児相談を行います。また、助産院や医療機関等に委託し、市が費用の助成を行います。	健康づくり課	
	1-2-1	155	育児・健康相談	心身の健康に関する悩みに対応するため、保健センターや支所・出張所等において面接及び電話による相談を実施します。	健康づくり課	
	1-2-1	156	二次乳幼児健診による専門的な相談	乳幼児健診及び健康相談等で経過観察が必要と思われる乳幼児等に対し、フォロー方針を定め、育児支援を行うため、専門職による相談等を行います。	健康づくり課	
	1-2-1	157	新生児訪問	新生児の心身の健全な発育とその保護者の育児支援のため訪問による健康相談を実施します。	健康づくり課	
	1-2-1	158	歯科管理登録事業	幼児のむし歯罹患率を減少させるため、定期健診、口腔衛生指導、予防処置等を実施します。	健康づくり課	
	1-2-1	159	予防接種	予防接種法に基づき、感染症の発生、蔓延を防ぐために予防接種を実施します。	健康づくり課	
	1-2-1	160	私立幼稚園歯科集団指導	口腔内の状態を知り、生活習慣の見直しの動機づけを図るために、私立幼稚園で指導を行います。	健康づくり課	
	1-2-1	161	母子栄養指導	豊かな食習慣を育て、健やかな心と体の自立を目指すため、乳幼児健診、育児学級等での栄養相談、保育園での肥満、やせに対する継続的な指導及び効果判定を行います。	健康づくり課 保育課	
	1-2-1	162	歯科健診・歯科指導	両親学級・乳幼児健診・育児学級や保育園・幼稚園で歯科に関する指導を行い、継続的に歯科健診・指導を行います。	健康づくり課 保育課	
1-2-1	163	小児科医出前講座事業	小児科医師が講師となり、市内の保育園等を会場に保護者等を対象として、子どもが急病になったときの対応法等について講座を開催します。	医務課		

施策の方向 主な取り組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考	
施策の方向1 子どものいのちと健康を守り、大切に する環境づくり	1-2-1	164	小児救急医療対策事業	初期救急医療体制の整備、子育て支援の充実及び二次救急病院の負担軽減の為、小児科・内科夜間急病センターを開設、運営をします。	医務課	
	1-2-1	165	子育て支援講座	夜間急病センターのスタッフ等が講師となり、保護者等を対象として子どもが急病になったときの対応方法について講座を開催します。	医務課	
	1-2-1	166	福祉医療費給付事業	保険給付対象医療費の自己負担分について助成します。	こども福祉課	
	1-2-1	167	障害児医療費助成事業	一定の障害のある児童に、保険給付対象医療費の自己負担分について助成します。	こども福祉課	
	1-2-1	168	児童発達支援事業	就学前の心身障害児が保護者とともに通園し、基本動作の指導や集団生活への適応訓練指導等を行います。	こども福祉課	
	1-2-1	169	放課後等デイサービス事業	学校通学中の障害児に対して、放課後や長期休暇中に、生活能力向上のための訓練を実施します。	こども福祉課	
	1-2-1	170	児童生徒保健管理事業	児童生徒の生活習慣病の予防対策を含む、健康管理上必要な検査や、検査機器、消耗品類の整備を進めます。	学校教育課	
	1-2-1	171	こどもの生活習慣改善事業・保健指導プログラム事業	小学校で、子どもの体力向上や食習慣の改善等保健指導プログラムを実施し、将来の生活習慣病を改善します。	健康づくり課	
	1-2-1	172	受動喫煙防止対策事業	子どもの受動喫煙を防ぐため、健診時に家族の喫煙状況を確認し、喫煙している家族に対し、禁煙啓発・指導を積極的に行います。	健康づくり課	
	1-2-1	173	親子体操教室	親と子が遊びながら運動の楽しさを味わい、運動が好きになることで子どもの心と体に健全な発達を促すため、3歳児又は4歳児の未就園児を対象に親子体操教室を実施します。	スポーツ推進課	
	1-2-1	174	保育園幼稚園芝生化整備事業	園庭芝生化を実施します。	保育課	

施策の方向	主な取り組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
施策の方向1 子どものいのちと健康を守り、大切に する環境づくり	1-2-1	175	食育推進事業	食生活改善推進協議会と協働で、小学生の親子を対象に、調理実習、食生活についての栄養講話等を行い、食に関する関心を高め、食育実践活動を推進します。 (中高生の卒業時にレシピ集を配布)	健康づくり課	
	1-2-1	176	保育園における食に関する学習事業	食育の推進として、実習を含めた栄養士等による食に関する学習会を実施します。	保育課	
	1-2-1	177	家族団らん手づくり料理を楽しむ日	毎月19日を「家族団らん手づくり料理を楽しむ日」として、日常生活で家族が個々に取りがちな食事を“みんなで作って楽しむ”ことで家族の団らんを進めてもらうよう取り組みます。	農政課	
	1-2-1	178	地産地消食育推進事業	未来を担う子ども達を対象に地元産の農産物又はそれを原料とする加工品の生産過程の体験と地元産食材を学校給食等に提供し、地域の農業、伝統文化、バランスのとれた食事の重要性について、理解を深めます。	農政課	
	1-2-1	179	地産地消推進事業	学校給食における、地元食材を使用した献立による「松本の日」の実施や、子どもたちが農作物の収穫体験等を行った食材を学校給食に取り入れます。	学校給食課	
	1-2-1	180	学校での食育事業の推進	毎日の給食を通して、正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成等、子どもたちの心身の健全育成を図ります。	学校給食課	
	1-2-1	181	薬物乱用防止対策事業	青少年を薬物乱用の危険から守るため、小中学校での啓発講座の開催及び市民総ぐるみで薬物乱用防止を啓発するための街頭啓発活動を実施します。	こども育成課	
	1-2-1	182	メディアリテラシー教育推進事業	携帯電話・インターネットの正しい使い方や家庭でのルールづくりなどについて、子どもと保護者を対象とした講座を実施します。	こども育成課	7-2-1 8-1-1
	1-2-1	183	障害児保育事業	集団保育が可能で、日々通園することのできる心身に障害を持つ児童に対して、健常児と集団で保育を実施します。	保育課	
	1-2-2	184	ネイチャリングフェスタ	「自然とのふれあい」をテーマに、体験プログラムを実施します。	こども育成課	
	1-2-2	185	公園整備事業	年次計画により、アルプス公園等の総合公園から、ごく身近な開発行為緑地まで、緑豊かで安全で快適に利用できる公園を整備します。	公園緑地課	4-3-1 5-2-2

施策の方向1 子どものいのちと健康を守り、大切に する環境づくり	施策の方向 主な取り組み 推進の方向	事業 番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	1-2-2	186	美ヶ原少年自然の家運営事業	自然との関わりや集団生活を通じて、児童生徒の健全な心身発達を図ります。	学校教育課	
	1-2-2	187	スポーツ少年団等支援事業	スポーツ少年団の育成指導及び援助とともに、スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成により、子どもの健やかな心身の育成を図ります。	スポーツ推進課	
	1-2-2	188	夏休み・水の研究お助け隊	小学生親子を対象に、水の循環をテーマに私達が毎日使う水の作り方や、使った水をきれいにする仕組みについて学ぶ講座を夏休み期間中に開催します。	上水道課 下水道課	
	1-2-2	189	環境教育の充実	環境教育を推進し、子どもから大人までのあらゆる世代における人々の環境保全意識の醸成を目指します。	環境政策課	
	1-2-2	190	園児を対象とした参加型環境教育事業	保育園(幼稚園)の年長児を対象に「ごみの分別」、「食べ残し」等の身近なテーマを取り上げた参加型の環境教育を実施します。	環境政策課	
	1-2-2	191	食品ロスをテーマとした小学校環境教育	食べ物を「もったいない」と思う気持ちが育まれるように、市内の小学3年生を対象に、食品ロスをテーマとした環境教育を実施します。	環境政策課	
	1-2-2	192	太陽光発電設備設置事業	各小中学校において、太陽光発電を継続し、地球温暖化対策及び環境教育を推進します。	学校教育課	

施策の方向2 子どもの権利の普及と学習への支援	施策の方向 主な取り組み 推進の方向	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	2-1-1	201	市政広報番組制作事業	市政広報(番組も含む)による子どもの権利や子どもにやさしいまちづくり事業を紹介します。	こども育成課	
	2-1-1	202	子どもの権利ウィーク	子どもの権利の日(11月20日)の前後を子どもの権利ウィークとし、啓発活動を拡充します。	こども育成課	
	2-1-1	701	子どもの権利フォーラム 青少年健全育成市民大会	子どもの権利フォーラムで、子どもたちの主体的な活動を支援します。 また、青少年健全育成市民大会で、子どもたちの活動を周知します。	こども育成課	7-1-1
	2-1-2	143	ブックスタート事業 セカンドブック事業 サードブック事業	10か月健診時に絵本をプレゼントするブックスタート事業、新たに絵本に興味を持た始める時期のセカンドブック事業、1人読みを始める時期のサードブック事業を行い、読書の習慣化に向けた取り組みを行います。	中央図書館	1-1-4
	2-1-2	144	おはなし会	各図書館で定期的に、子どもの年齢に応じて、絵本の読み聞かせやおはなし、紙芝居などによる「おはなし会」を行い、子どもたちや保護者に楽しい本の世界を紹介します。	中央図書館	1-1-4
	2-1-2	203	子どもの権利紙芝居	子どもの権利を子どもたちにわかりやすく伝えるため、子どもの権利紙芝居を活用します。	こども育成課	
	2-1-2	204	子どもの権利推進に資する絵本の活用	子どもの権利を子どもたちにわかりやすく伝えるため、子どもの権利に関する絵本を活用します。	こども育成課	
	2-1-3	205	子どもの権利学習パンフレットの活用	小・中学生を対象とした子どもの権利学習パンフレットの見直しと高校生へのパンフレット等を作成し、周知啓発に活用します。	こども育成課	
	2-1-3	206	人権啓発ポスター展の開催	「人権」をテーマとしたポスターを小中学生から募集し、その作品のポスター展を開催します。	人権・男女共生課	
	2-2-1	113	道徳教育の充実	全教育活動における人権を意識した道徳教育を実践します。	学校指導課	1-1-2
2-2-1	114	学校人権教育推進	同和問題やいじめをはじめとする様々な人権問題を解決しようとする意欲と実践力をもった児童生徒を育てるために、学校での人権教育を推進します。	学校指導課	1-1-2	

施策の方向2 子どもの権利の普及と学習への支援	施策の方向 主な取り組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	2-2-1	115	児童生徒の人権教室	あらゆる人権問題解決への実践力を身につけるために様々な環境、年齢の児童生徒が集って学習する機会を設けます。	学校指導課	1-1-2
	2-2-1	120	児童生徒及び保護者や教員向け研修会	子どもが暴力から自分を守るための教育プログラム(CAPプログラム)を用いたSOSの出し方に関する教育をNPOと連携し、出前講座を実施します。	健康づくり課	1-1-2 8-1-1
	2-2-1	207	子どもの権利の授業	小・中学校で、子どもの権利学習パンフレットを使用して、子どもの権利の授業を実施します。	学校指導課	
	2-2-1	208	子どもの権利に関する教材の改訂	学習パンフレットをより良いものにするため見直しを行います。	こども育成課 学校指導課	
	2-2-1	209	男女共同参画意識啓発事業	5年に1回実施している「男女共同参画・人権に関する意識調査」の中で、中高生を対象に、暴力や虐待・DVについての調査を行うとともに、高校生を対象とした「デートDV防止出前講座」を実施し、男女共同参画の視点からの人権尊重・人権教育を行います。	人権・男女共生課	
	2-2-2	210	子どもの権利学習会	子どもや保護者、地域の大人、教員等子どもに関わる施設の職員を対象とした、子どもの権利の出前講座や講演会等を開催し、子どもの権利の広報を行うとともに、学習を支援します。	こども育成課	2-2-3 3-1-4
	2-2-2	211	保護者や教職員を対象とした子どもの権利学習支援	保護者や教職員等を対象に子どもの権利の広報や研修会を開催します。	こども育成課	
	2-2-2	212	保護者に対する子どもの権利の広報	子育てガイドブックや子育て支援サイトはぐまつ等により、子どもの権利を広報します。	こども育成課	
	2-2-3	210	子どもの権利学習会	子どもや保護者、地域の大人、教員等子どもに関わる施設の職員を対象とした、子どもの権利の出前講座や講演会等を開催し、子どもの権利の広報を行うとともに、学習を支援します。	こども育成課	2-2-2 3-1-4

	施策の方向 推進施策 主な取り組み	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
施設の方向3 子どもの相談・救済の充実	3-1-1	301	「こころの鈴」の運営(相談救済体制整備)	安心して相談でき、効果的な救済に向けた体制の推進及び職員の資質向上	こども育成課	1-1-3 3-1-2 3-1-3 3-2-3 7-1-2
	3-1-2	301	「こころの鈴」の運営(環境整備)	相談しやすい環境(場所・相談方法等)づくりの検討	こども育成課	1-1-3 3-1-1 3-1-3 3-2-3 7-1-2
	3-1-3	301	「こころの鈴」の運営(周知・啓発)	小中学生・とりわけ高校生を対象にした「子どもの権利」に関するパンフレット等による周知・啓発 わかりやすい方法(カード、シール等)での周知や定期的に「こころの鈴」通信を発行します。	こども育成課	1-1-3 3-1-1 3-1-2 3-2-3 7-1-2
	3-1-4	210	子どもの権利学習会	子どもや保護者、地域の大人、教員等子どもに関わる施設の職員を対象とし、子どもの権利や相談救済の出前講座や講演会等により、子どもの権利やこころの鈴の周知を図るとともに、職員等との交流や相談に応じます。	こども育成課	2-2-2 2-2-3
	3-1-4	302	子どもの権利擁護委員による講演会	子どもの権利擁護委員が学校等で子どもの権利について講演会や授業等を行います。	こども育成課	
	3-2-1	117	思春期における心の問題への対応や、喫煙・薬物等に関する相談・教育	各学校において、思春期に大切な教育や教育相談を実施し、心の問題にかかわる専門家を配置します。 喫煙や薬物に関する教育についても各学校で実施します。	学校指導課	1-1-2
	3-2-1	303	相談体制の強化	子どもの相談に丁寧に対応するとともに、相談しやすい環境整備を進めます。 また、必要な場合は県費スクールカウンセラーの活用も視野に支援します。	学校指導課	
	3-2-1	304	教育相談員等の活用事業	子どもの発達・就学・教育に関する相談や指導助言等を行います。	こども福祉課	
	3-2-1	305	保育園での相談事業	保育園に通っている子どもの保護者または地域の子育て中の保護者の相談を実施します。	保育課	
	3-2-2	106	家庭児童相談室事業	家庭における児童の全般的相談を行います。	こども福祉課	1-1-1

施設の方角3 子どもの相談・救済の充実	施策の方向 主な取り組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	3-2-2	306	まちかど保健室	心や体に不安を抱える中・高校生の相談に応じます。	こども育成課	
	3-2-2	307	青少年相談	青少年の相談に応じます。	こども育成課	
	3-2-2	308	女性センター相談事業	面接及び電話による人間関係等の相談や、キッズコーナーにおける子育て中の母親からの相談、子どもの相談窓口を利用しづらい青少年の相談等に対応します。	人権・男女共生課	
	3-2-3	301	「こころの鈴」の運営(関係機関との連携)	こころの鈴の活動報告を通じて、相談機関との連携を図ります。	こども育成課	1-1-3 3-1-1 3-1-2 3-1-3 7-1-2

	施策の方向 推進施策 主な取組み	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
施策の方向4 子どもの意見表明・参加の促進	4-1-1	401	まつもと子ども未来委員会	子どもの意見表明や参加の機会として「まつもと子ども未来委員会」を開催します。	こども育成課	7-1-1
	4-1-1	402	子どもへの情報提供	子どもへの情報提供について、子どもたちから意見を募り、子どもの視点による情報提供に努めます。	こども育成課	
	4-1-1	403	広島平和記念式典参加事業	若い世代に対して、広島平和記念式典への参加や被爆体験者の講話などを通して、原爆の恐ろしさ、平和の尊さを自らの五感で実感し、平和や人権に関する意識の高揚を図ります。	平和推進課	
	4-1-1	404	松本市小中学生平和ポスター展開催事業	「平和」をテーマにしたポスターを小中学生から募集・展示することにより、平和や命の尊さ、戦争の悲惨さを改めて多くの方々に考える機会を提供し、平和意識の高揚を図ります。	平和推進課	
	4-1-1	405	子ども交流事業	子どもの権利条例のあるまちとの子ども交流事業を実施します。	こども育成課	
	4-1-1	406	ユニバーサルデザイン普及啓発事業	誰もが安全で、安心して暮らすことのできるまちづくりの推進に向け、ユニバーサルデザインの考え方を広げ、良好な生活環境の確保を目的に実施します。	政策課	
	4-1-1	407	男女共同参画・人権アンケート	次期男女共同参画計画策定の基礎資料とすることを目的に5年に1度実施している「男女共同参画意識調査」と同時期に実施し、人権教育や男女共同参画啓発に活用します。	人権・男女共生課	
	4-1-1	408	明るい選挙推進啓発ポスター事業	明るい選挙実現の一助とするため、市内の小・中・高校生を対象に、明るくきれいな選挙の推進に役立つ啓発ポスターを募集し、参政権の意識啓発を図ります。	選挙管理委員会事務局	
	4-2-1	409	意見表明しやすい環境をつくるための取組み	これまで同様、学校の児童会・生徒会、学級会、部活動で、子どもが自分の意見を持ち、その意見を言いやすくする環境づくりに努めます。	学校指導課	
	4-2-1	410	子どもの意見が反映されやすいしくみづくりへの取組み	これまで同様、三者懇談会や学校評価を通して、子どもの意見を聴き、反映するようなしくみづくりに努めます。	学校指導課	

施策の方向 主な取り組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考	
策の方向4 子どもの意見表明・参加の促進	4-2-1	411	特別支援教育の充実	特別支援教育支援員の配置、「ふれあい教育展」充実のための運営支援をします。	学校指導課	
	4-2-1	603	松本版コミュニティスクール事業	学校と地域が連携・協働しながら、子どもたちを地域全体で見守り育てる地域づくりを目指して、地域の中でしか体験できないことを学ぶ貴重な機会とします。	生涯学習課・中央公民館 学校指導課 地域づくり課	6-1-2
	4-3-1	185	公園整備事業	年次計画により、アルプス公園等の総合公園から、ごく身近な開発行為緑地まで、緑豊かで安全で快適に利用できる公園を整備します。	公園緑地課	1-2-2 5-2-2
	4-3-1	412	子ども運営委員会	児童館、児童センターで、子ども自身が事業内容や運営について話し合う「子ども企画事業」をしたり、施設運営について考える「子ども運営委員会」を実施します。	こども育成課	
	4-3-1	413	子どもに関わる施設における子どもの意見取り入れ	児童センター等の施設の建設の際には子どもからの意見を聞き、その意見を尊重します。	こども育成課	
	4-3-1	414	子ども会活動支援	市内35地区の子ども会育成会への助成及び松本市子ども会育成連合会が取り組むリーダー講習会やジュニア・リーダー育成事業を共催し、子ども会活動の中心となる人材育成を支援します。	こども育成課	7-1-1
	4-3-1	415	立志式(里山辺地区、入山辺地区、田川地区)	里山辺、入山辺、田川に住む中学2年生を対象に立志式を行います。「地域に住む自分」を意識させ、将来の夢を持って志を新たに、将来の決意や目標などを明らかにします。	生涯学習課・中央公民館	
	4-3-1	416	地区文化祭、運動会等イベント	各地区の文化祭・運動会等のイベントで、展示・発表・競技参加等の場をつくりまします。	生涯学習課・中央公民館	
	4-3-1	417	出前講座(危機管理)	職員が児童館・児童センター・公民館等へ出向き、地震や水害についてわかりやすい話やゲームを行い、身近で起こり得る危険やその対処方法を学びます。	危機管理課	

施策の方向 主な取り組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考	
施策の方向5 子どもの居場所づくりの推進	5-1-1	501	子ども居場所づくり推進事業	子どもの孤食や欠食を防ぐとともに、学習支援や保護者支援を行う居場所づくりを推進します。	こども福祉課	7-1-2
	5-1-1	502	放課後子ども教室推進事業	学校の余裕教室や地域施設を活用し、小学生の安心・安全な居場所を設けて地域住民との交流活動等を実施します。	こども育成課	
	5-1-1	503	放課後児童健全育成事業	児童館・児童センター・放課後児童クラブ等において、就労等で放課後留守家庭になる小学生の保育を実施します。	こども育成課	
	5-1-1	504	児童館等運営事業	27館の児童館・児童センターを運営します。	こども育成課	
	5-1-1	505	地区福祉ひろば世代間交流	高齢者と子ども(幼少時～中高生)との世代間交流を実施します。	福祉計画課	
	5-1-1	506	地区福祉ひろば子育て支援事業	身近な地域で親同士・子ども同士が触れ合い、ともに育つ場の1つとして、福祉ひろばを位置付け、未就園児とその父母を対象とした事業を実施します。	福祉計画課	8-1-1
	5-1-1	507	青少年の居場所	青少年が休日、放課後に活動できる体育施設、市施設での居場所を提供します。	こども育成課	
	5-1-1	508	町内公民館活動	各町内公民館で子どもを対象にした事業を計画し実施しています。必要に応じて、地区公民館でも活動への支援を行います。	生涯学習課	
	5-1-2	509	子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」	不登校等で、引きこもりがちな小・中学生などの居場所として、子どもや保護者の相談に応じ、学習支援を行います。	こども育成課	7-1-2
	5-1-2	510	不登校児童生徒対策事業	不登校や集団不適應の児童生徒・保護者・学校に対する集団適応指導や教育相談等の不登校支援活動を実施します。	学校指導課	7-1-2
	5-1-3	511	ヤングにほんご教室	日本語を母語としない外国由来の青少年に対し、日本語学習及び教科支援、居場所作りを行います。	生涯学習課・中央公民館	7-1-2

施策の方向5 子どもの居場所づくりの推進	施策の方向	主な取り組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	5-2-1		512	放課後子どもプラン運営委員会	松本市放課後子ども総合プランに基づき、放課後の子どもたちの居場所確保及び、次世代を担う子どもたちの健全育成の支援を目的に、効果的な事業運営を協議する委員会を開催します。	こども育成課	
	5-2-1		513	施設の職員向けの子どもの接し方等のスキルアップ向上	児童館センター職員等に対する子どもとの接し方の研修会を開催します。	こども育成課	
	5-2-2		185	公園整備事業	年次計画により、アルプス公園等の総合公園から、ごく身近な開発行為緑地まで、緑豊かで安全で快適に利用できる公園を整備します。	公園緑地課	1-2-2 4-3-1
	5-2-2		514	児童遊園等整備	必要に応じて児童遊園の改修工事を実施します。	こども育成課	
	5-2-2		515	児童館等整備事業	18歳未満の子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、健全な遊びを通じて健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に施設整備します。	こども育成課	
	5-2-2		516	放課後児童クラブ施設整備	放課後児童健全育成事業の専用施設を設置します。	こども育成課	
	5-2-2		517	運動施設整備事業	子どもが安全に安心して体を動かしたり、遊んだりできるように運動施設を整備します。	スポーツ推進課	

施策の方向	主な取組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
施策の方向6 子どもが地域等で健やかに成長するための支援	6-1-1	601	松本市地域づくり推進事業	住民が主体となって行う子どもの権利の保護や子どもにやさしいまちづくりに関する取組みに対し、地域づくりセンターが、部局横断の連携により支援します。	地域づくり課	
	6-1-2	602	トライやるエコスクール事業	地域や海外との交流、自然体験、栽培活動、ボランティア活動、伝統文化を学ぶ活動等、各学校で取り組む特色ある学校づくりへの支援をします。	学校教育課	
	6-1-2	603	松本版コミュニティスクール事業	学校と地域が連携・協働しながら、子どもたちを地域全体で見守り育てる地域づくりを目指して、地域の中でしか体験できないことを学ぶ貴重な機会とします。	生涯学習課・中央公民館 学校指導課 地域づくり課	4-2-1
	6-1-2	604	公民館における子育て支援事業	子育て期の親同士がお互いの悩みを持ち寄り、仲間づくり、交流、ふれあいを通じた学習会・講座などを、全35地区公民館において実施します。	生涯学習課・中央公民館	
	6-1-2	605	あがたの森未来サミット	小・中・高校8校とあがた児童センターの子どもが地域のために何ができるか話し合っ、地区であいさつ運動を実施します。	生涯学習課・中央公民館	7-1-1
	6-2-1	103	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を民生児童委員等が訪問し、乳児家庭と地域をつなぎ、孤立化を防ぎ乳児の健全育成を支援します。	こども福祉課	1-1-1 8-1-1
	6-2-1	606	まつもと子どもスマイル運動	スマイルバンドやポスター等とおして「まつもと子どもスマイル運動」の趣旨をふまえて推進します。	こども育成課	
	6-2-1	607	地域子育て支援活動助成事業	地域で自主的に行われる子育て講座などに年額3万円を限度に補助を行います。	こども育成課	8-1-1
	6-2-1	608	防犯活動事業	市民が登録した携帯電話やインターネットに、希望する情報(不審者情報等)を配信し、地域の安心・安全に努めます。	危機管理課	
	6-2-1	609	災害時要援護者支援プラン推進事業	災害時に配慮が必要となる障害児者や高齢者などを支援するため、日ごろから地域で見守る体制や情報共有、福祉事業者との連携体制を構築します。	福祉計画課	
	6-2-1	610	防犯発動事業(青色防犯パトロール)	青色回転灯を装着した自動車を使用した通学路の自主防犯パトロールを各課に要請し、防犯、事故、災害の未然防止に努めます。	消防防災課	
	6-2-1	611	民生・児童委員活動事業	民生・児童委員が地域における児童虐待、不登校、青少年の非行問題等への対応及び子育て支援事業を行います。	福祉計画課	
	6-2-1	612	青少年育成センター事業	補導員による街頭補導、有害環境実態調査を実施します。	こども育成課	

施策の方向 主な取り組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考	
施策の方向7 子どもの育ちを支援する環境づくり	7-1-1	401	まつもと子ども未来委員会	子どもたちが、主体的に様々なことに挑戦できる機会として「まつもと子ども未来委員会」を開催します。	こども育成課	4-1-1
	7-1-1	414	子ども会活動支援	市内35地区の子ども会育成会への助成及び松本市子ども会育成連合会が取り組むリーダー講習会やジュニア・リーダー育成事業を共催し、子ども会活動の中心となる人材育成を支援します。	こども育成課	4-3-1
	7-1-1	605	あがたの森未来サミット	小・中・高校8校とあがた児童センターの子どもが地域のために何ができるか話し合っ、地区であいさつ運動を実施します。	生涯学習課・中央公民館	6-1-2
	7-1-1	701	子どもの権利フォーラム 青少年健全育成市民大会	子どもの権利フォーラムで、子どもたちの主体的な活動を支援します。 また、青少年健全育成市民大会で、子どもたちの活動を周知します。	こども育成課	2-1-1
	7-1-1	702	松本子どもまつり	自然豊かなアルプス公園で、子どもたちが伸び伸びと手作り遊びを楽しむイベントを実施し、子ども同士の交流の輪を広げます。	こども育成課	
	7-1-1	703	海外留学生奨学金給付事業	海外の学校に6ヶ月以上留学する高校生に奨学金を給付します。	学校教育課	
	7-1-2	301	「こころの鈴」の運営(相談救済体制整備)	安心して相談でき、効果的な救済に向けた体制の推進及び職員の資質向上	こども育成課	1-1-3 3-1-1 3-1-2 3-1-3 3-2-3
	7-1-2	501	子ども居場所づくり推進事業	子どもの孤食や欠食を防ぐとともに、学習支援や保護者支援を行う居場所づくりを推進します。	こども福祉課	5-1-1
	7-1-2	509	子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」	不登校等で、引きこもりがちな小・中学生などの居場所として、子どもや保護者の相談に応じ、安心して過ごせる居場所の運営	こども育成課	5-1-2
	7-1-2	510	不登校児童生徒対策事業	不登校や集団不適應の児童生徒・保護者・学校に対する集団適應指導や教育相談等の不登校支援活動を実施します。	学校指導課	5-1-2
	7-1-2	511	ヤングにほんご教室	日本語を母語としない外国由来の青少年に対し、日本語学習及び教科支援、居場所作りを行います。	生涯学習課・中央公民館	5-1-3

施策の方向 主な取り組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考	
施策の方向7 子どもの育ちを支援する環境づくり	7-1-2	704	社会的支援が必要な子どもへの支援団体との連携	社会的支援が必要な子どもへの支援団体と交流を図ります。	こども福祉課	
	7-1-3	705	若者職業なんでも相談事業	若い未就業者やフリーターを対象に、産業カウンセラー等の専門の相談員が、就職や資格取得などについて相談・助言を行います。	労政課	
	7-2-1	182	メディアリテラシー教育推進事業	携帯電話・インターネットの正しい使い方や家庭でのルールづくりなどについて、子どもと保護者を対象とした講座を実施します。	こども育成課	1-2-1 8-1-1
	7-2-1	706	あるぶキッズ支援事業	発達に心配のある児童とその保護者に対し、継続して総合的に支援します。(就園前の発達に心配のある子どもとその保護者の教室、保育園・幼稚園・学校などへの巡回支援)	こども福祉課	8-1-1 8-2-1
	7-2-1	707	外国にルーツを持つ児童生徒への進学ガイダンスの実施	外国人児童生徒に理解が進んでいない高校への進学について説明し、個別相談に応じる事業で、長野県国際化協会他実行委員会が実施します。	学校指導課	
	7-2-1	708	外国籍児童生徒等への支援	日本語支援員やバイリンガル支援員等を学校へ派遣し、外国籍児童生徒等を支援します。	学校指導課	
	7-2-1	709	学校行事運営事業	卒業音楽会、教育文化センター学習等、小中学校における学校行事を実施します。	学校指導課	
	7-2-1	710	英語指導助手配置事業	コミュニケーション能力の素地を養い、またその向上や国際感覚を身に付けた人間性豊かな児童生徒を育てることを目的として、外国人の英語教師を配置します。	学校指導課	
	7-2-1	711	学校用備品整備事業	小中学校における児童生徒の学習環境を整備するため、教材備品、校用備品の充実を図ります。	学校教育課	
	7-2-1	712	情報教育推進事業	全小中学校でICT機器の整備を計画的に行います。	学校教育課	
	7-2-1	713	読書活動支援事業	学校、幼稚園、保育園等に図書の本の補完のために、図書資料の貸し出しを行います。また、子どもの社会見学の一環として、普段は体験できない図書館の仕事、図書館の裏側を案内する体験ツアーを実施します。	中央図書館	

施策の方向7 子どもの育ちを支援する環境づくり	施策の方向 主な取り組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	7-2-1	714	図書館のレファレンス事業	図書館を利用した調べ学習の支援を行います。	中央図書館	
	7-2-1	715	図書館における講座・講演会	親子向けや子どもの年齢に応じた各種講座や講演会を開催します。	中央図書館	
	7-2-1	716	保育施設的环境整備、安全対策の推進	老朽化の進んだ木造保育園を改築、また建設後一定の年数を経過した園舎について大規模改造工事を実施します。	保育課	
	7-2-1	717	公衆便所整備事業	街角に建つ公衆トイレを「安心・快適・親しみ」の視点から、子どもにも配慮した「おもてなし公衆トイレ」として整備します。	環境保全課	
	7-2-1	718	子ども体験講座	博物館で、子どもを対象とした各種の講座を開催します。	博物館	
	7-2-1	719	小中学生親子用博物館パスポート配付事業	市内小中学校に、児童・生徒1名と付き添いの保護者1名を無料または割引で、松本市立博物館・国宝松本城など18施設を観覧できるパスポートを配布します。	博物館	
	7-2-1	720	園児体験支援事業	就学前児童に対する古時計の説明会を開催します。	博物館	
	7-2-2	721	子どもに関する情報整備と提供	松本市の子どもに関する施策と課題を明確にするため、子どもに関する情報を整備し、(仮称)子ども白書を作成します。	こども育成課	

施策の方向	主な取り組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
施策の方向8 保護者や支援者への支援の充実	8-1-1	103	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を民生児童委員等が訪問し、乳児家庭と地域をつなぎ、孤立化を防ぎ乳児の健全育成を支援します。	こども福祉課	1-1-1 6-2-1
	8-1-1	109	松本地域出産・子育て安心ネットワーク事業	松本地域で安心して出産・子育てができるよう、分娩医療機関と健診協力医療機関で妊婦情報を共有するための共通診療ノートの作成・配布、住民への広報活動などの取り組みを行います。	医務課	1-1-1
	8-1-1	120	児童生徒及び保護者や教員向け研修会	子どもが暴力から自分を守るための教育プログラム(CAPプログラム)を用いたSOSの出し方に関する教育をNPOと連携し、出前講座を実施します。	健康づくり課	1-1-2 2-2-1
	8-1-1	182	メディアリテラシー教育推進事業	携帯電話・インターネットの正しい使い方や家庭でのルールづくりなどについて、子どもと保護者を対象とした講座を実施します。	こども育成課	1-2-1 7-2-1
	8-1-1	506	地区福祉ひろば子育て支援事業	身近な地域で親同士・子ども同士が触れ合い、ともに育つ場の1つとして、福祉ひろばを位置付け、未就園児とその父母を対象とした事業を実施します。	福祉計画課	5-1-1
	8-1-1	607	地域子育て支援活動助成事業	地域で自主的に行われる子育て講座などの事業に年額3万円を限度に補助を行います。	こども育成課	6-2-1
	8-1-1	706	あるぶキッズ支援事業	発達に心配のある児童とその保護者に対し、継続して総合的に支援します。(就園前の発達に心配のある子どもとその保護者の教室、保育園・幼稚園・学校などへの巡回支援)	こども福祉課	7-2-1 8-2-1
	8-1-1	801	地域子育て包括支援センター(子ども子育て安心ルーム)	子育て支援サービスを円滑に利用できるよう、健康づくり課、保健センター、こどもプラザ、保育課の専門職員が連携し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談・支援を行います。	こども育成課	
	8-1-1	802	地域子育て支援センター	4カ所の支援センター(こどもプラザ)で育児相談や講座、子育ての情報提供を実施します。	こども育成課	
	8-1-1	803	外国にルーツを持つ未就学児の保護者への進学ガイダンスの実施	外国人等で日本語を母語としない住民の中で、次年度に就学を控えた保護者向けに学校制度や日本語支援について理解を得る機会(ガイダンス)を設けます。	学校指導課	

施策の方向8 保護者や支援者への支援の充実	施策の方向 主な取り組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	8-1-1	804	ひとり親相談事業	ひとり親家庭の身上相談に応じ、その自立に必要な助言、指導を行います。	こども福祉課	
	8-1-1	805	子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の病気や出産、育児疲れ等で子どもの養育が一時的に困難になった時、児童養護施設と乳児院に委託して一時的に宿泊を伴った養育・保護を実施します。	こども福祉課	
	8-1-1	806	タイムケア事業	心身障害児で一時的に家庭介護の困難時に介護サービスを提供し生活を支援します。	こども福祉課	
	8-1-1	807	母子ホーム運営事業	母子が安心して生活できる環境を保障し、子どもの健全育成を生活全般にわたって支援して自立を図ります。	こども福祉課	
	8-1-1	808	幼稚園における子育て支援活動事業	未就園児の保護者と幼稚園通園児の保護者との交流会を実施します。	保育課	
	8-1-1	809	一時預かり事業	一時的に保育を要する5か月～就学前の保育園・幼稚園に在籍しない幼児を保育園で一時的に保育します。	保育課	
	8-1-1	810	通常保育事業	保護者が仕事等により保育を必要とする児童を保育園・認定こども園で保育します。(公立43園、私立7園、認定こども園2園)	保育課	
	8-1-1	811	延長保育事業	保育園・認定こども園において認定時間内の保育時間を超えた保育ニーズに対応するため、延長保育を実施します。	保育課	
	8-1-1	812	保育園開放事業	未就園児の保護者対象に保育時間内に園を開放し、園児と交流します。	保育課	
	8-1-1	813	市立幼稚園開放事業	園の行事等に地域の方を招待します。	保育課	
8-1-1	814	企業内人権・多様性ある職場環境づくりの周知啓発事業	松本市企業人権啓発推進連絡協議会を通じて、雇用・労働に関する法律・制度の周知を図る事業を実施します。	人権・男女共生課		

施策の方向8 保護者や支援者への支援の充実	施策の方向 主な取り組み 推進策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	8-1-1	815	松本キッズ・リユースひろば事業	子育て世代への支援とごみの減量化を図るため、家庭で使用しなくなった育児・子ども用品を回収し、希望者に無料配付します。	環境政策課	
	8-1-1	816	妊婦歯科検診	妊娠中の歯科検診により異常の早期発見を行い、安心して出産に臨めるように支援します。	健康づくり課	
	8-1-1	817	子育てガイドブック作成	市の子育て支援施策に特化した冊子を作成して乳児世帯に配布します。	こども育成課	
	8-1-1	818	休日保育	保護者が就労等で休日に保育できない未就学児を保育します。	こども育成課	
	8-1-1	819	病児・病後児保育	保護者が就労等で保育できない、病児や病気回復期にある児童を保育します。	こども育成課	
	8-1-1	820	子育てサークル等支援事業	子育てサークルに絵本を貸出したり、こどもプラザの保育士が出向いて手遊びなどを指導します。	こども育成課	
	8-1-1	821	赤ちゃん休憩室整備事業	市の公共施設に、乳幼児をもつ保護者がおむつ替え等に利用できる休憩室を整備します。	こども育成課	
	8-1-1	822	思春期の子どもたちと向き合うための講座	思春期の子どもたちと向き合うための講座を実施します。	こども育成課	8-2-1
	8-1-1	823	子育てコミュニティサイト事業	官民の子育て情報を総合的に提供するインターネットサイトを運営します。	こども育成課	
8-1-1	824	ファミリーサポートセンター事業	0～15歳の子どもがいる家庭に対して保育や送迎等の援助活動を実施します。	こども育成課		
8-1-1	825	子育て家庭優待パスポート	18歳未満の児童がいる世帯に、買い物等の際にサービスを受けられるカードを配布します。	こども育成課		

施策の方向 主な取り組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考	
施策の方向8 保護者や支援者への支援の充実	8-1-1	826	子育てサポーター訪問事業	0～15歳の子どもがいる家庭に対して自宅での保育や家事援助等を実施します。	こども育成課	
	8-1-1	827	緊急サポート事業	ファミリーサポートの開設時間を拡大して、早朝や夜間・休日に援助等を実施します。	こども育成課	
	8-1-1	828	つどいの広場	児童センター等を会場に未就園児を持つ保護者が気軽に集い、交流する場を提供します。	こども育成課	
	8-1-1	829	医療機関との連携による教育相談	精神科医師による不登校、いじめ等で問題を抱える児童・保護者を対象とした相談支援をし、市のスクールソーシャルワーカーが追跡支援、医療との連携に係わる支援を行います。	学校指導課	
	8-1-1	830	子育てパパ・ママの美術鑑賞日	美術館を来館する子育て家族が、気軽に安心してアートを楽しめるよう「子育てパパ・ママの美術鑑賞日」を設け、子育て世代を支援します。	美術館	
	8-1-2	831	不妊治療費助成事業	不妊治療を受けている夫婦からの申請により、申請年度内の不妊治療に要する医療費の自己負担分に補助します。	健康づくり課	
	8-1-2	832	不育症治療費助成事業	不育症治療を受けている夫婦からの申請により、1治療期間ごとの扶育治療に要する医療費の自己負担分に補助します。	健康づくり課	
	8-1-2	833	子育て支援事業利用料助成制度	ひとり親家庭等にファミリーサポートと子育てサポーター訪問事業の利用料を助成します。	こども育成課	
	8-1-2	834	助産事業	経済的理由から入院助産が困難な方が、助産施設に入所分娩し費用の一部を負担します。	こども福祉課	
	8-1-2	835	自立支援教育訓練給付金支給事業	ひとり親家庭の母及び父が職業能力開発のために受ける講座の受講料を補助します。	こども福祉課	
	8-1-2	836	高等職業訓練促進事業費給付事業	ひとり親家庭の母及び父が就職に有利な資格取得のため養成機関に就学する場合、訓練促進給付金を給付します。	こども福祉課	

施策の方向 主な取組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考	
施策の方向8 保護者や支援者への支援の充実	8-1-2	837	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業	母子及び父子並びに寡婦家庭の経済的自立援助のため資金等の貸付を行います。	こども福祉課	
	8-1-2	838	障害児通園施設療育支援事業	就学前児童が2人以上いる世帯で、1人が保育所等に通所し、もう1人が障害児で、児童発達支援事業を利用している児童がいる世帯の利用者負担を軽減します。	こども福祉課	
	8-1-2	839	児童手当給付事業	15歳到達後最初の年度末までの児童を養育している方に支給します。	こども福祉課	
	8-1-2	840	児童扶養手当給付事業	母子家庭、父子家庭等で18歳までの児童や20歳未満の障害児を養育している父母等に支給します。	こども福祉課	
	8-1-2	841	交通及び災害遺児等福祉金給付事業	交通事故や労災等により父母が死亡又は障害(1級程度)となった満18歳に満たない児童に支給します。	こども福祉課	
	8-1-2	842	特別児童扶養手当給付事業	20歳未満の精神又は身体に障害を持つ子どもを養育している父母等に支給します。	こども福祉課	
	8-1-2	843	奨学金貸付事業	経済的理由で就学が困難と認められる市内居住の高校生に奨学金を貸与します。	学校教育課	
	8-1-2	844	要保護・準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由により就学が困難な家庭の児童生徒を対象に学用品費や給食費の一部を助成します。	学校教育課	
	8-2-1	706	あるぷキッズ支援事業	発達に心配のある児童とその保護者に対し、継続して総合的に支援します。(就園前の発達に心配のある子どもとその保護者の教室、保育園・幼稚園・学校などへの巡回支援)	こども福祉課	7-2-1 8-1-1
	8-2-1	822	思春期の子どもたちと向き合うための講座	思春期の子どもたちと向き合うための講座を実施します。	こども育成課	8-1-1
	8-2-1	845	子育て家庭支援者養成講座	子育て家庭をサポートする人材を養成する講座を開催します。	こども育成課	

	施策の方向 主な取り組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
施策の方向8 保護者や支援者への支援の充実	8-2-1	846	子育て支援ネットワークづくり	子育て支援団体等に呼びかけて、子育てに関する学習会や交流会を開催します。	こども育成課	
	8-2-1	847	子育て支援に関わる職員への学習支援	子育て支援に関わる職員を対象とした研修会を開催します。	こども育成課	
	8-2-1	848	シルバーボランティア子育て支援事業	児童館等・児童センターの支援活動に、地域に住む高齢者がボランティアで参加します。	こども育成課	
	8-2-1	849	子どもの権利事業サポーター育成	子どもの権利事業を支援する大学生サポーター、市民ボランティアを育成します。	こども育成課	
	8-2-1	850	教職員住宅支援事業	教職員住宅の整備により、住環境の面から教職員を支援します。適正な管理戸数を目指していくとともに、ニーズのある住宅については改修等を進めます。	学校教育課	
	8-2-1	851	幼保小連絡協議会	就学を控えた子どもが、園の生活からスムーズに学校生活に受け入れるように、幼稚園保育園小学校の関係者が話し合いを持ち連絡協議をします。	保育課 学校指導課	
	8-2-1	852	シルバー保育サポーター事業	身近で人生経験の豊かなお年寄りが、保育園・幼稚園で園児と一緒に遊んだり、話し相手を行います。	保育課	

